

宗像市と株式会社福岡銀行及び株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
による地域活性化に向けた連携と協力に関する協定書

宗像市（以下「甲」という。）、株式会社福岡銀行（以下「乙」という。）及び株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下「丙」という。）は、宗像市における産業及び地域経済の活性化と市民生活の質の向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に緊密な連携を図り、宗像市における産業及び地域経済の活性化と市民生活の質の向上に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携・協力する。

- (1) 商業・観光産業の活性化による交流人口の増加に関すること
- (2) 市内産業の活性化に関すること
- (3) 企業・店舗等の誘致に関すること
- (4) 創業支援に関すること
- (5) 定住・移住の促進に関すること
- (6) 都市再生に関すること
- (7) その他、甲、乙及び丙の協議により必要と認められること

2 乙及び丙は、必要に応じて前条の目的を達成するため、乙および丙のグループ会社を活用する事が出来るものとする。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき実施される活動において知り得た情報を第1条の目的以外で使用してはならない。

2 甲、乙及び丙は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して、この協定に基づき実施される活動に係る情報を開示又は漏洩してはならない。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、又は乙及び

丙のいずれからも改定の申し出がないときは、本協定は同一条件により更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（暴力団関係者の排除）

第5条 乙及び丙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であってはならない。また、本協定締結後、暴力団関係者であることが明らかになった場合、本協定を破棄するものとする。

（雑則）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書3通を作成し、各自署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月21日

甲 宗像市東郷1丁目1番1号
宗像市長 谷井 博美



乙 福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号
株式会社福岡銀行
取締役頭取 柴戸 隆成



丙 福岡県福岡市中央区大手門1丁目8番3号
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役社長 柴戸 隆成

